

計画策定における基本的な考え方
(北区障害者計画、第8期北区障害福祉計画・第4期北区障害児福祉計画)

1 北区障害者計画

(1) 計画の位置づけ

北区障害者計画は、区における障害者・障害児のための施策に関する基本的な計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、区の状況等を踏まえ策定するものである。

(2) 計画期間

令和9年度から令和14年度までの6年間とする。

※障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間が3年間であることから、一体的な見直しがしやすいように6年間としている。

※計画期間内においても、社会情勢の変化や計画の進捗状況を見極め、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 基本理念

基本理念(案)

一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして

政府の第5次障害者基本計画及び東京都障害者計画を踏まえ、引き続き、『一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして』を基本理念とし、区は、障害者が、自ら選び、決め、行動する権利を最大限に尊重するとともに、障害者が必要な支援を受けながら、障害のあるなしに関係なく、教育、就労、その他社会のあらゆる活動に参加し、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指していく。

(4) 基本的な方向性

区の将来像を描いた北区基本構想及びそれに基づく北区基本計画2024等との整合性を確保するとともに、令和7年度に実施した障害者実態・意向調査を踏まえ、基本理念を実現するために区が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を、以下のとおり検討している。

基本目標1 自分らしく生き生きと暮らすために

- ・障害のある人のニーズに沿った必要なサービスにつなげるため、基幹相談支援センターを中心した、さらなる相談支援体制の充実
- ・精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らすために

- ・障害者の自立を支援し、生活の場を確保するとともに必要な支援を受けながら充実した

生活を送れるよう地域生活基盤整備の促進 ・障害者が能力や適性に応じて、生き生きと働くことができるよう、多様な働き方や就業機会を確保
基本目標３　ともに支えあう地域社会をめざして ・施設等のバリアフリー化と接遇向上を両輪とした「心のバリアフリー」の推進 ・高齢者・障害者の権利と尊厳をまもり、支え繋がりあえる仕組みづくり

基本目標、施策展開については、北区自立支援協議会（専門部会）及び北区障害者計画等検討委員会において検討を行う。

（５）【参考】現行の計画の体系図 ※重点項目

1 相談支援の充実（※）	
相談支援体制の充実	相談機関の連携強化
地域生活を中心とした精神保健医療福祉体制の整備・充実	
2 障害者福祉サービスの充実と質の向上（※）	
障害者福祉サービスの充実	事業所等の人材育成の推進
3 保健・医療サービスの充実	
害特性に応じたきめ細かな対応	障害者医療の充実
障害の原因となる疾病等の予防及び健康づくりの推進	
4 障害のある子どもへの支援の充実（※）	
乳幼児期の療育・保育・教育の充実	学齢期教育・放課後対策の充実
5 障害のある人の就労の拡大（※）	
就労の促進と継続	福祉施設における就労支援の充実
6 地域におけるサービス提供体制の整備（※）	
多様な居住の場の整備	日中活動の場の整備
障害がある人が暮らしやすい住宅の確保・支援	
7 安全・安心な暮らしの確保	
防災・防犯の啓発及び指導の充実	災害時の体制確立
8 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進	
文化芸術・余暇活動の充実	スポーツの推進
9 福祉のまちづくりの推進	
バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	
行政サービス等における配慮	
10 こころのバリアフリーの推進（※）	
意思疎通支援の充実	地域交流の機会の確保
障害理解のための教育の充実	虐待の防止と権利擁護

2 第8期北区障害福祉計画・第4期北区障害児福祉計画

(1) 計画の位置づけ

第8期北区障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み（数値目標）及びその確保策を定める計画である。

また、第4期北区障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援及び障害児相談支援に必要なサービス量の見込み（数値目標）及びその確保策を定める計画である。

区は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める国の基本指針【参考資料4】を踏まえて策定を行う。

(2) 計画期間

基本指針により、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

(3) 基本指針見直しの主な事項（抜粋）

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

○福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

○障害児支援の提供体制の整備等

- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

○地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進

成果目標（計画期間が終了する令和 11 年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数：令和 7 年度末施設入所者数の 6 %以上
- ・ 施設入所者数：令和 7 年度末の 5 %以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上
- ・ 精神病床における 1 年以上入院患者数
- ・ 精神病床への 30 日以上再入院率：退院後 90 日時点 10.3%以下、退院後 180 日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下
- ・ 心のサポーター数：令和 15 年度末までに 100 万人以上
- ・ K6により住民のこころの状態を把握

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数：令和 6 年度実績の 1.31 倍以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上
- ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和 6 年度末実績の 1.47 倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上
- ・ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和 11 年度の就労選択支援利用者を 82,000 人以上

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 4 つの中核機能を確保し、インクルージョン推進のための協議の場の設置
- ・ 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保
- ・ 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置
- ・ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

⑤ 地域生活支援の充実

- ・ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・ 強度行動障害の状態にある者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町村において基幹相談支援センターを設置
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善
- ・ 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・ 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置
- ・ 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置

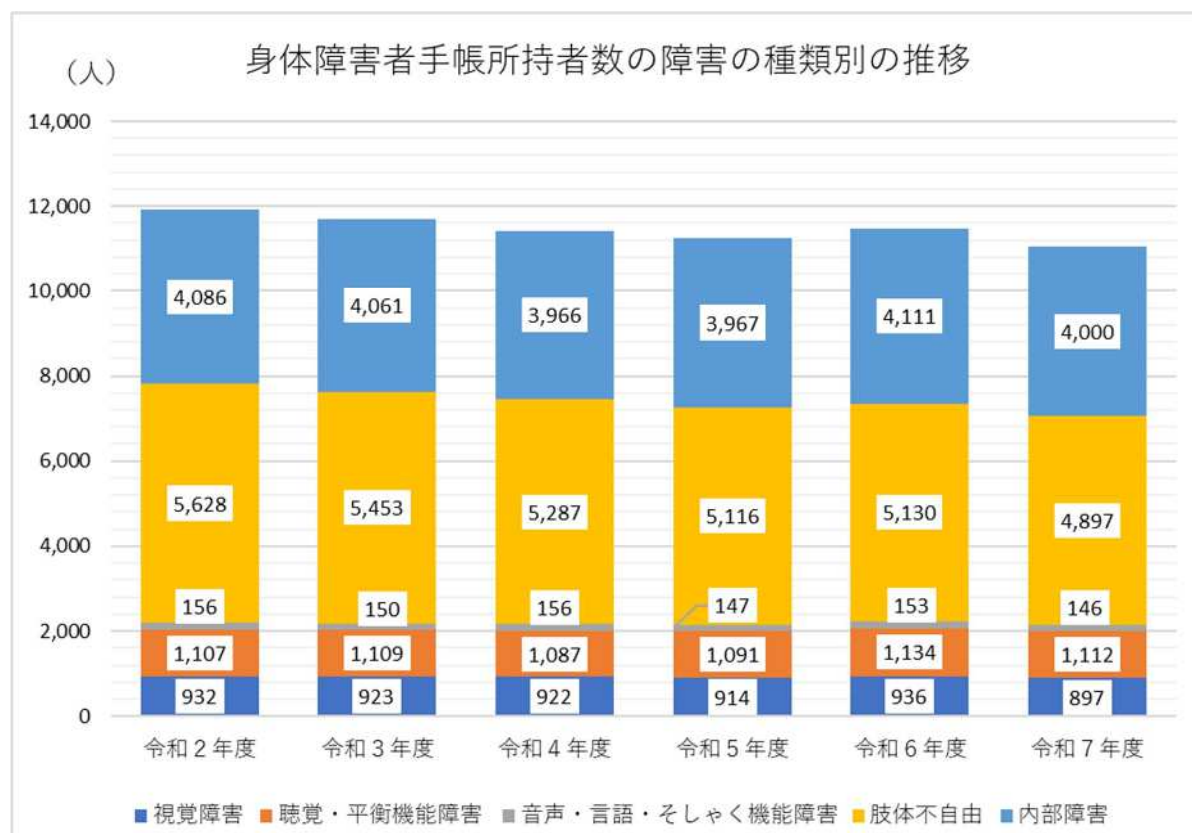
⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

3 障害者・障害児人口の状況

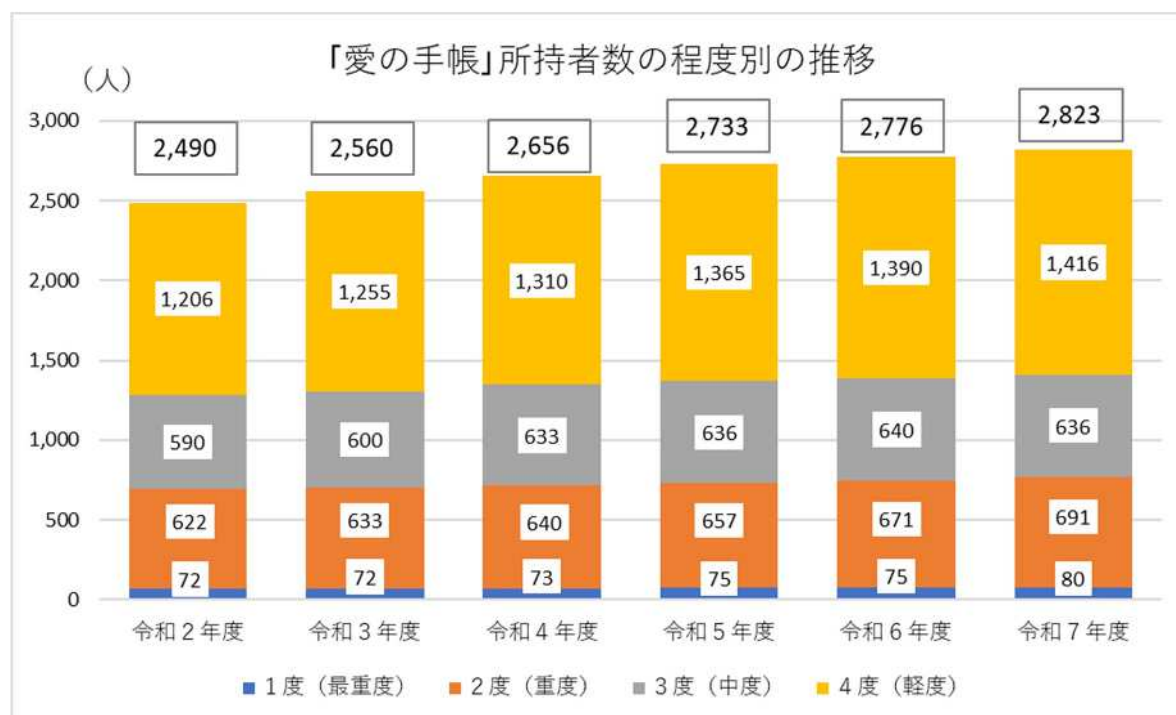
(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい状態が続き、令和 7 年度末時点では 11,052 人となっている。また、障害の種類別では、肢体不自由が 4,897 人（44.3%）と最も多く、次いで内部障害が 4,000 人（36.2%）となっている。



（２）愛の手帳所持者数の推移

知的障害者に交付される「愛の手帳」（東京都療育手帳）の所持者数は年々増加しており、令和２年度末の２,４９０人に比べて、令和７年度末では２,８２３人と１.１３倍増加している。程度別に見ると、令和７年度末時点で、４度（軽度）が１,４１６人（５０.２％）で最も多く、次いで２度（重度）が６９１人（２４.５％）となっている。



（３）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和２年度末の３,５８４人に比べ、令和７年度末には５,１４０人と、１.４３倍の増となっている。等級別にみると、令和７年度末時点で、３級が２,５７６人（５０.１％）で最も多く、次いで２級が２,３４８人（４５.７％）となっている。



（４）難病患者（難病医療費助成等認定患者）数の推移

難病患者（難病医療費助成等認定患者）数の推移をみると、令和３年度末時点で 3,692 人と増加傾向にある。



4 障害者施策に関する動向

令和 3 年 6 月	「障害者差別解消法」改正（改正障害者差別解消法） ○ 事業者による合理的配慮の提供の義務化 ※令和 6 年 4 月施行
令和 4 年 5 月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定、施行 ○ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進
令和 4 年 6 月	「児童福祉法」改正（改正児童福祉法） ○ 障害児入所施設の 22 歳までの入所継続可能 など ※令和 6 年 4 月一部施行
令和 4 年 8 月	国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査
令和 4 年 10 月	「障害者総合支援法」改正（改正障害者総合支援法） ○ 障害者等の地域生活の支援体制の充実 など ※令和 6 年 4 月一部施行
令和 7 年 12 月	「高次脳機能障害者支援法」成立 ○ 相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進 など
令和 7 年 5 月	「災害対策基本法」等改正 ○ 防災部局や職能団体等との連携、施設・事業所等の耐災害性強化対策の推進など
令和 8 年 3 月	「障害基本指針」の改正 ○ 「住宅セーフティネット法」に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和、居住支援協議会等との連携 ○ 障害者等に対する虐待の防止、意思決定支援の一層の推進 ○ 「地域共生社会」の実現に向けた一層の取組の推進 など

5 アンケート結果から見る北区の現状

令和7年度に実施した「北区障害者実態・意向調査」から抜粋して記載する。

●住まいの種類

全体では、「持ち家(一戸建て・分譲マンションなど)」が52.1%で最も高く、次いで「民間賃貸住宅」19.8%、「公社・公団住宅・都営住宅・区営住宅」18.6%となっています。
障害別にみると、精神障害では「民間賃貸住宅」が他の障害に比べて高くなっています。

●将来の住まいの希望

全体では、「持ち家(一戸建て・分譲マンションなど)」が44.4%で最も高く、次いで「公社・公団住宅・都営住宅・区営住宅」22.0%、「入所施設」9.6%となっています。
障害別にみると、身体障害と難病では「持ち家(一戸建て・分譲マンションなど)」、知的障害では「グループホーム」、精神障害では「民間賃貸住宅」「公社・公団住宅・都営住宅・区営住宅」が他に比べて高くなっています。

●就労状況

全体では、「会社などの正社員」が36.6%で最も高く、次いで「パート・アルバイト」21.6%、「会社などの契約社員・派遣社員」15.7%となっています。
障害別にみると、知的障害では「就労継続支援B型」が最も高く、難病では「会社などの正社員」が5割を超えています。
年齢別にみると、18～64歳では「会社などの正社員」が最も高いのに対し、65歳以上では「パート・アルバイト」が最も高く、次いで「自営業」となっています。

●働くために必要な支援

全体では、「能力や体調に合った仕事の紹介」47.1%と「障害についての職場での理解と協力」46.3%が同程度で高く、次いで「就職するために必要な情報提供や相談」36.7%となっています。
障害別にみると、知的障害では「障害についての職場での理解と協力」が6割弱と高くなっています。
年齢別にみると、18歳未満は全体的に回答率が高く、多くの支援を必要としています。特に「障害についての職場での理解と協力」は7割を超えています。

●介護者

全体では、「父母」が28.2%で最も高く、次いで「夫または妻」26.9%、「子どもやその夫または妻」20.9%となっています。
障害別にみると、身体障害では「夫または妻」が最も高く、知的障害では「父母」が8割程度と突出して高くなっています。精神障害では「父母」、難病では「夫または妻」がそれぞれ最も高くなっています。
年齢別にみると、18歳未満では「父母」が9割を超えています。18～64歳でも「父母」が4割程度で最も高く、次は「夫または妻」になっています。65歳以上では「夫または妻」が最も高くなっており、年齢層によって主な介護者が異なっています。

●外出に関して困っていること

全体では、「自力での歩行・移動が困難、不安がある」が31.0%で最も高く、次いで「自力

での公共交通機関の利用が困難、不安がある」30.6%、「自力での買い物が困難、不安がある」25.6%、「人との会話・コミュニケーションが困難、不安がある」20.7%となっています。

障害別にみると、身体障害では「自力での歩行・移動が困難、不安がある」が最も高いのに対し、知的障害では「人との会話・コミュニケーションが困難、不安がある」が最も高く、精神障害では「自力での公共交通機関の利用が困難、不安がある」と「人との会話・コミュニケーションが困難、不安がある」が同程度で高くなっています。一方、難病では「特にない」が最も高くなっています。

年齢別にみると、18歳未満では「人との会話・コミュニケーションが困難、不安がある」と「自力での公共交通機関の利用が困難、不安がある」が高く、65歳以上では「自力での歩行・移動が困難、不安がある」が最も高くなっています。

●困ったときの相談先

全体では、「家族・親族」が64.4%で最も高く、次いで「かかりつけ医などの医療機関」28.0%、「友人・知人」26.5%となっています。

障害別にみると、どの障害でも「家族・親族」が最も高くなっています。他に知的障害では「障害福祉サービスに係る事業所の職員」が高くなり、精神障害と難病では「かかりつけ医などの医療機関」も高くなっています。

年齢別にみても、どの年齢でも「家族・親族」が最も高く、特に18歳未満では8割近くになっています。18歳未満では「家族・親族」に次いで「学校の先生」が高くなっています。

●相談の内容

全体では、「病気や障害の状態について」が48.3%で最も高く、次いで「日常生活について」36.8%、「仕事について」18.5%、「生活費や税金、年金などについて」15.9%、「通院する医療機関について」14.9%となっています。

障害別にみると、身体障害と精神障害、難病では「病気や障害の状態について」が最も高く、知的障害では「日常生活について」が最も高くなっています。

年齢別にみると、18歳未満は「日常生活について」が最も高いのに対し、18歳以上は「病気や障害の状態について」が最も高くなります。18～64歳では、他に比べて「仕事について」も高くなっています。

●相談しやすい体制作りのために必要なこと

全体では、「身近なところで相談できること」が39.7%で最も高く、次いで「プライバシーが守られること」35.0%、「専門的な相談ができること」30.1%、「電話での相談が充実していること」28.9%となっています。

障害別にみると、身体障害では「身近なところで相談できること」「プライバシーが守られること」「電話での相談が充実していること」が3割強となっています。知的障害と精神障害では「身近なところで相談できること」が最も高く、難病では「プライバシーが守られること」と「身近なところで相談できること」が高くなっています。

年齢別にみると、年齢が若いほど、「専門的な相談ができること」「相談窓口に関する情報が提供されること」「同じ障害がある人やその家族と相談ができること」は高くなり、逆に

年齢が高くなると「電話での相談が充実していること」が高くなっています。

●障害福祉サービスの利用

現在利用している (n=1, 759)			今後利用したい (n=1, 759)		
1	居宅介護(ホームヘルプ)	7.8%	1	短期入所(ショートステイ)	8.1%
2	放課後等デイサービス	6.9%	2	居宅介護(ホームヘルプ)	7.3%
3	短期入所(ショートステイ)	4.4%	3	同行援護	5.6%
4	生活介護	4.0%	4	生活介護	5.5%
5	就労継続支援(B型)	3.8%	5	放課後等デイサービス	5.2%
	計画相談支援・障害児相談支援	3.8%			

●北区独自サービスの利用

現在利用している (n=1, 759)			今後利用したい (n=1, 759)		
1	移動支援	7.1%	1	移動支援	11.6%
2	区の相談窓口	6.0%	2	区の相談窓口	9.2%
3	日中一時支援	2.4%	3	日中一時支援	6.5%

●療育に関する希望

全体では、「学習に関する支援」57.5%と「友人など人とのかかわり方に関する支援」57.0%がほぼ同率で高く、次いで「療育を行う施設の増設」49.7%、「送り迎えなど通園・通所に関するサービス」47.5%となっています。

障害別にみると、精神障害では「友人など人とのかかわり方に関する支援」「学習に関する支援」が7割を超えています。

●障害を理由とする差別を感じた経験

全体では、「特にない」が56.2%で最も高くなっています。場面別では「電車・バスなどの交通機関で」14.3%が最も高く、次いで「職場で」10.4%となっています。

障害別にみると、知的障害は「特にない」が他の障害に比べて低く、差別を感じた経験が高い傾向があります。具体的には「電車・バスなどの交通機関で」が最も高く、次いで「学校で」、「職場で」、「お店(小売店、飲食店、銀行など)」となっています。精神障害では「職場で」が最も高く、次いで「電車・バスなどの交通機関で」「学校で」となっています。

年齢別にみると、18歳未満は「電車・バスなどの交通機関で」「学校で」が高く、18～64歳は「職場で」が高くなっています。65歳以上は「特にない」が6割を超え、差別を感じたことが少なくなっています。

●災害への不安として感じる事

全体では、「避難所で必要な支援を受けられるか」が44.5%で最も高く、次いで「避難所へ移動できるか」41.8%、「必要な情報を入手できるか」41.6%となっています。

障害別にみると、知的障害では「周囲の人に助けてもらえるか」「避難所で必要な支援を受けられるか」「避難所へ移動できるか」が5割前後に達しています。精神障害と難病では「自分のけがや病気の状態が悪くならないか」が5割を超えています。

年齢別にみると、18歳未満では「避難所で必要な支援を受けられるか」「周囲の人に助けてもらえるか」「必要な情報を入手できるか」が5割を超えています。

●地域で安心して暮らすために重要な施策

全体では、「障害に対する理解や交流の促進」が45.3%で最も高く、次いで「経済的支援の充実」43.1%、「医療の充実」42.5%と上位3項目はあまり差がなく、いずれも4割を超えています。

障害別にみると、身体障害では、「医療の充実」「経済的支援の充実」「障害に対する理解や交流の促進」が4割程度で高くなっています。知的障害では「障害に対する理解や交流の促進」が最も高く、精神障害では「経済的支援の充実」が最も高くなっています。難病では「医療の充実」が最も高くなっており、障害により、重要と思う施策に違いがでています。年齢別にみると、18歳未満では「障害児保育・教育・療育の充実」がほぼ7割で最も高く、「障害に対する理解や交流の促進」「就労支援の充実」までが6割を超えています。65歳以上では「医療の充実」が最も高くなっています。

●医療的ケア児の方が必要な医療的ケア《医療的ケア児の保護者への質問》

全体では、「医療的ケアを必要としていない」が44.2%で最も高く、次いで「その他」30.8%となっています。

障害別にみると、身体障害では「その他」が最も高く、多様なケアが求められています。

●医療的ケア児のサービス利用状況《医療的ケア児の保護者への質問》

区内・区外を合わせた現在利用しているサービスとしては、「放課後等デイサービス」が19.2%で最も高く、次いで「居宅介護」13.5%、「児童発達支援」「相談支援」がともに9.6%となっています。「児童発達支援」以外は区内の方が区外より、よく利用されています。現在利用率と現在利用していない中で今後利用したいサービスを合計した「現在利用も含めた今後利用したいサービス」では、「放課後等デイサービス」が26.9%で最も高く、次いで「相談支援」25.0%、「移動支援」「居宅介護」「短期入所」「日中一時支援」が2割前後となっています。

最も利用したいサービスでは「放課後等デイサービス」「相談支援」が最も高くなっています。

●負担を軽減するために必要と考える支援やサービス

《強度行動障害がある方の保護者への質問》

全体では、「送迎などの移動支援」が43.8%で最も高く、次いで「宿泊での預かり支援」40.6%、「外出時のヘルパー同行支援」34.4%と続いており、外出・移動に関する支援ニーズが強くなっています。